

アートホール使用の申し込みについて

H29.3.31 改正

1 アートホール貸出の目的

県民の文化、芸術の振興等のために講演、会議、研修等を行う場として施設を提供するものです。

2 使用許可の基準

次のいずれかに該当する講演、会議、研修、教育活動、その他これらに類するものを行う場合に限り、アートホールの使用を許可します。

- (1) 文化、芸術の振興に関する内容であること。
- (2) 公共性、公益性を有する内容であること。
- (3) ユニークベニューの取組など、館長が特に認めた場合であること。

3 申し込み時に提出するもの

- (1) 施設等使用許可申請書（複写式）・・・・・・・・・・ 1部
- (2) アートホール使用企画書（表裏記入）・・・・・・・・・・ 1部

※他の主催者の使用や美術館主催の行事等の関係で、利用になれない日時があります。申請時に確認してください。

※ホールの使用を希望する方は、使用を希望する日の2日前までに必要書類を提出してください。

4 記入について

○申請書の使用施設の欄は「アートホール」と記入してください。

○利用時間は1日の中で3つに分かれています（下記の利用時間を参照）。

○利用時間については、2つまたは3つの時間帯を続けて利用することもできます。その場合は、はじめと終わりの時間を記入してください。

○使用時間には、準備、受付、後片付け等の時間を含みます。

午前10時～正午まで	1,600円
午後 1時～午後3時まで	1,600円
午後 3時～午後6時まで	2,200円

○持ち込み電気器具がある場合は、利用時間にかかわらず、1kWにつき別途310円が必要になります。

※受付時間は休館日を除く午前10時から午後5時までです。

5 使用の決定について

使用内容等を確認後に電話で連絡します。連絡を受けた後、アートホールの使用前までに、使用料を美術図書室で納めてください。支払い後に、許可書を交付します。

※ 許可書は、使用日に持参し、提示できるようにしてください。

6 使用できる備品について

企画書に表記していますので、ご覧ください。

7 禁止事項等について

○アートホール内での飲食、喫煙

○物品の販売

○入場料金の徴収

○水や画材等を持ち込んでの作品制作、パフォーマンス等

○動植物の持ち込み（生花やペット等）

○指定された場所以外の掲示物（チラシ、ポスター等）の設置

8 その他

不明な点等ありましたら、下記にお問い合わせください。

県立美術館 学芸課 電話 0985-20-3328